

【児童虐待をめぐる状況の変化】

Q 1 府子ども家庭センターの平成27年度の児童虐待相談対応件数は、10,427件で、前年度から約2,500件の大幅な増加となっています。

このような虐待相談対応件数の増加は全国的な傾向で、適切な対応がとられるよう、今年6月の児童福祉法の改正において、児童福祉司の配置基準が見直され、大阪府でも対応の検討を進めているところです。

重要なことは、そのような体制強化を図るとともに、この間の児童虐待をめぐる状況の変化に着目して、必要な対応を進めることです。

資料1をご覧ください。これは、府子ども家庭センターにおける虐待相談対応件数の虐待種別件数の推移です。10年間で全体の件数は、3,885件から10,427件の約2.7倍となっていますが、心理的虐待は約17.5倍と急激に増加しています。

次に資料2をご覧ください。これは、国の専門委員会による「子ども虐待による死亡事例等の検証結果」の報告をまとめたものです。直近の第12次報告によると、平成26年度は、全国で年間44人の子どもが虐待で死亡し、中でも0歳児の虐待による死亡は27人と増加傾向で、初めて6割を超えました。

こうした児童虐待をめぐる状況の変化について、大阪府はどのように捉えていますか。家庭支援課長に伺う。

A 1 (家庭支援課長)

- ・ 児童虐待をめぐる状況の変化については、委員ご指摘のとおり、統計からも明らかのように、心理的虐待の急増である。この間の通告促進の取り組みや虐待事件の報道等により、児童虐待に関する社会的認知がより高まり、周りにいる大人が「自己評価が低い」「大人の顔色を見ながら動く」など子どもの小さなサインに気付くことにより、心理的虐待の通告につながるようになってきたと考えられる。
- ・ 加えて、児童虐待防止法において、子どもの面前での保護者間の暴力、いわゆるDVが「心理的虐待」であると位置付けられ、DVに対応した警察からの通告が増加していること、また、きょうだいに対する身体的虐待等を目撃することが「心理的虐待」と位置付けられたことも大きな要因。
- ・ また、委員お示しの、国の死亡事例の検証結果においては、0歳児の虐待による死亡事例の背景に、望まない妊娠や計画していない妊娠、妊婦健診未受診、医師や助産師の立ち会いのない自宅出産などが多くみられ、支援を要する妊婦への気づきと、妊娠期からの切れ目のない支援が重要であると認識。

Q 2 心理的虐待の増加や0歳児の死亡事例の増加傾向など、児童虐待をめぐる状況の変化に対して、府としてどのように取り組んでいくのですか。家庭支援課長に伺う。

A 2 (家庭支援課長)

- ・ 大阪府では本年4月から各子ども家庭センターに通告や相談の受理を専門に行うインテーク担当者を配置している。心理的虐待が増加している状況をふまえ、児童心理司のインテーク担当者が、虐待による子どもの心理的ダメージや影響についての初期アセスメントを行い、速やかに必要な支援、介入につなげていく体制とした。
- ・ さらに、今年度から、子育て支援の実績のあるNPO法人に安全確認業務の一部について委託を開始するなど、民間の活用を進め、子ども家庭センターが、乳児の身体的虐待など重篤で高い専門性を必要とする事案に重点的に対応できる体制づくりを進めている。
- ・ また、支援を要する妊婦に関する医療機関と保健機関・福祉機関の連携強化を進めていくため、平成27年度に「妊娠期からの子育て支援のためのガイドライン」を策定し、今年度も引続き各機関に対して研修を実施している。保健・医療・福祉機関が連携し、妊娠期からの切れ目のない支援を進めるため、引続き各部局とも連携しながら取り組んでいく。

Q 3 児童虐待対応の取組みは進んでおり、本年6月の児童福祉法の改正では、一時保護の目的として「児童の安全の迅速な確保」などが位置付けられ、子どもを適切に保護していく取組みの重要性が改めて提起されました。

しかし、子どもを保護するだけでなく、関係機関が連携し、子どもと保護者に対し長期的に支援を継続することによって、虐待の再発防止や、虐待を受けた子どもが親になり、自分の子どもを虐待してしまう「虐待の世代間連鎖」を断つことも、非常に重要だと考えています。 府における取組み状況を家庭支援課長に伺います。

#### A 2（家庭支援課長）

- ・ 虐待通告を受けて関わり、継続した支援が必要な子ども及び保護者については、市町村要保護児童対策地域協議会において、関係機関が情報共有しながら、切れ目のない支援を継続していける体制を整えている。例えば、当該の子どもが就学する際に、保育所と学校等の所属機関を含む個別ケース検討会議を設定し、支援内容を引継ぐなどの取組みを行っている。
- ・ また、本府においては、平成25年度より中央子ども家庭センターに、診療所である「こころケア」を設置し、児童精神科医、児童心理司等の専門スタッフを配置。虐待を受けた子どもの医学的診断とともに、トラウマに焦点をあてた専門治療等の心理的ケアを行っている。
- ・ なお「こころケア」では、6か所の子ども家庭センターが担当する子どもを対象としており、平成27年度において、192人の子どもに対して専門治療を行った。
- ・ 今後もこうした取組みを重点的に進め、虐待の再発防止や虐待の世代間連鎖の防止に努めてまいりたい。